

国際大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

国際大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

使命・目的及び教育目的は明確であり、意味・内容は具体的かつ明確に簡潔な文章で表現されている。「国際大学大学院のあり方」に大学の個性・特色が明示されており、教育実践が適切になされている。「国際大学学則」の中で、「大学の目的」「国際大学大学院の目的に関する規程」を定め、法令への適合を確かなものとし、同時に、社会変化への機敏な対応を両輪において継続的な見直しを行っている。平成 29(2017)年 9 月に新学長が就任し、新ビジョン「新潟から日本を世界に発信する拠点」を目指して、更なる組織的取組みとして急速かつ多様な社会変化への対応を役員・教職員の理解を得て、学内外への周知を図るとともに進めている。その有効性を高めるべく、中期の経営改善計画の策定、新ビジョン委員会の設置など大学の運営に関わる重要事項の共有化を行っている。

「基準2. 学修と教授」について

学生の受入れでは、方針の明確化と周知を徹底し、工夫し、適切に学生数を受入れている。教育課程及び教授方法では、3 学期制の採用、学期の履修単位数の平準化など、教授方法の工夫が見られる。学修及び授業の支援では、学修状況を体制改善に反映させ、有効な学修支援策を創出している。単位認定、修了認定等では明確な基準が提示され、厳正な運用が行われている。キャリアガイダンスでは、入学から修了まで一貫して細やかな就職支援がなされている。教育目的の達成状況の評価とフィードバックでは、学修達成状況が教授会で共有され、学生にもフィードバックされている。学生サービスでは、日本語が話せない留学生のため、生活全般についてのガイドブックや病気や緊急時の対応についてガイドブックを配付するなど支援体制がある。教員の配置・職能開発等では、授業言語に対応し、高度な英語力を有した教員の確保と配置がなされ、年齢バランスにも配慮がある。教育環境の整備では、広大なキャンパスの中に機能的かつ適切に施設などが整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は、寄附行為において教育基本法及び学校教育法等の誠実な遵守を定めるとともに、就業規則では諸規則の遵守を服務規律として定めるなど規律と誠実性の維持を規定している。常務執行機関として「常任理事会」が機能している。学長の意思決定の実質化を支援し、全学的に協議調整するための機関として「運営委員会」を設置して、業務を迅速に遂行する体制がとられ、学長のリーダーシップが適切に発揮されている。コミュニケーションとガバナンスは、管理部門及び教学部門の理事が参画して大学内での部

門間調整が図られている。監事の職務は寄附行為に規定されている。業務執行体制の機能性は、事務組織及び事務分掌の基本が明文化され、法人及び大学の業務は適正かつ効率的に遂行されている。財務基盤と収支では、「経営改善計画 平成 25 年度～平成 29 年度（5 カ年）」に基づき財務運営が行われ、計画どおりに目標を達成し、収支のバランスが改善されている。会計は、会計監査について、監査法人による外部監査が厳密に実施されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価の適切性は、自己点検・評価の実施については学則に規定され、それに基づいて「国際大学自己点検・評価規程」を定め、運営委員会とそのもとに学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、日本高等教育評価機構の基準に準拠した自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っている。誠実性においては、自己点検・評価は日本高等教育評価機構の大学評価基準に準拠し、収集したデータに基づいた自己評価を行っている。また、管理データの教育情報についてホームページにおいて公表されており透明性が確保されている。有効性は、自己点検・評価の結果について「国際大学自己点検・評価規程」において教育研究等の改善及び充実発展のために有効活用することを規定しており、運営委員会を通じて学長が直接活用・反映される運用となっている。

総じて、大学は二つの研究科を有する大学院大学の我が国のパイオニアであり、財界の支援と地元の協力により昭和 57(1982)年に設立され、目指す特色として、「高度の研究を行うことによる社会的要請への対応」「国際的受容度の高い人材を育成する観点から、原則として教育言語を英語とする」等の具体的な指針に沿って、高まいた理想のもとで経営され社会貢献を実践している。建学以来 35 年を経て、世界 50 か国を超える国々からの留学生を抱え、国内外情勢の変化に適切に対応し、地球基盤の新しいプロフェッショナルスクールの構築を目指しており、更なる発展が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.大学における国際化」「基準 B.グローバルな環境を活かした社会貢献」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は明確である。大学は二つの研究科を有する大学院大学であり、財界の支援と地元の協力により昭和 57(1982)年に設立され、目指す特色として、「高度の研究を行うことによる社会的要請への対応」「国際的受容度の高い人材を育成する観点から、原則として教育言語を英語とする」等の具体的な指針が述べられている。「国際大学大学院のあり方」を背景に、「国際大学学則」において、使命・目的は明確に定められており、同時に、使命・目的及び教育目的に関わる説明は、いずれも明瞭かつ簡潔に文章化されている。建学の精神・基本理念として、設立の趣旨は明確に述べられ、それに基づいて「国際大学学則」第 1 章第 1 条において、大学全体の使命・目的が具体的に明文化されており、更には、学則第 2 条の 2 に対応する「国際大学大学院の目的に関する規程」において、国際関係学研究科及び国際経営学研究科のそれぞれの教育研究の目的が具体的に明文化されている。また、建学以来 35 年を経て、国内外情勢の変化に適切に対応し、新しいプロフェッショナルスクールの構築を目指している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は適切である。使命・目的及び教育目的は、「国際大学大学院のあり方」に大学の個性・特色としても明示されており、その趣旨に基づいて、教育実践が適切になされている。法令への適合については、「国際大学学則」の中で、「大学の目的」「国際大学大学院の目的に関する規程」を定め、更に、「修士課程および博士後期課程の目的」を定め、学校教育法第 99 条第 1 項大学院の目的への適合を確かなものとしている。設立以来、使命・目的及び教育目的の実現と社会変化への機敏な対応を両輪において継続的な見直しを行っている。平成 29(2017)年 9 月に新学長が就任し、新ビジョン「新潟から日本を世界に発信する拠点」を目指して、更なる組織的取組みとして急速かつ多様な社会変化への対応を進めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的は有効である。中期 5 か年計画（経営改善計画）、新ビジョン委員会の設置など大学の運営に関わる重要事項の共有化を行っている。また、外部評価委員会の助言を真摯に受けとめ、1) ミッションステートメント、2) 3 つのポリシー（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）、3) 新プログラム（日本発信型）—について役員はもとより教職員の理解と支持を徹底するとともに、次期中期計画策定につなげようとしている。ホームページ、学生便覧などさまざまな広報媒体を広く活用して、使命・目的を学内外に発信し、周知している。また、PDCA チャートを用いて継続的に学務を見直し、入試制度をはじめ、カリキュラムの改善・改革などが使命・目的及び教育目的に反映されるよう講じている。加えて、スーパーグローバル大学創成支援事業などを活用し、具体的な体制作りを行っており、結果、使命・目的と教育研究組織の構成との整合性がとれている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーを明確に定め、これを実現できるカリキュラムを構築するとともに、その実行可能性を念頭にアドミッションポリシーを規定している。アドミッションポリシーは日英 2 か国語で示し、ホームページ等で周知を図っている。入学者選抜は、国内外それぞれの居住者を対象とした工夫を行っており、学生の受入れは、公平かつ妥当な方法によって実施している。

収容定員及び入学定員と学生数については、多くの国から多数の留学生を受入れるとともに、平成 29(2017)年にはオープンキャンパスを積極的に実施するなど学生数の増加を図ることで、概ね適切に確保できている。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

研究科ごとにカリキュラムポリシーを定め、ホームページ等で公表している。3 学期制の採用、学期ごとの履修単位数の平準化を推奨するなど、教授方法の工夫が見られる。修了認定は、教育課程の編成及び実施に関する方針と一貫性のある方針によって行われている。

国際関係学研究科では、カリキュラムの定期的な見直しをカリキュラム委員会で行うとともに、学生による授業評価結果を学生及び教員の閲覧に供し、授業改善につなげている。

国際経営学研究科では、各科目について中間評価と期末評価の 2 度、学生による授業評価を実施することで、学期途中での授業改善と、次学期に向けての授業見直しを行っている。加えて、教授による若手教員の授業評価や、教員自身による自己評価を含めた授業評価システムを構築して、授業方法の改善に努めている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「夏期英語集中講座」や入学時オリエンテーションにおける数学や経済学等の基礎コースの提供、教員の教育補助のほか、学生が授業で理解しきれていない点を補足的に補う授業時間外の TA セッションによる学修支援は有効に機能している。「ディーンズアワー」及び「アカデミック・カウンスル」を通じて、学生のさまざまな意見をくみ上げ、学修及び授業支援の体制改善に反映させていること、モニタリングを実施して、必要があれば成績不振学生に対して、優秀な学生をチューターとしてつけることは有効な支援策といえる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

ディプロマポリシーとディプロマ要件が一体化されて明確に示されており、ホームペー

ジなどに公表している。また、成績評価基準は明確に定められ、担当者による著しい差異が生まれないよう努力している。

GPA(Grade Point Average)については、両研究科で学修指導のために用いられているほか、国際関係学研究科では、奨学金の2年次継続、修了時の総代選出、成績優秀表彰に用いられており、国際経営学研究科では、これに加えて修了要件、2年次進級要件にも用いられている。

修士学位論文の審査に当たって、審査委員会に一定の期間内に加筆修正を求める合否保留処置も認められ、一定期間後に再審査を行うなど、学位授与については、厳正な運用が行われている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

学生の入学から修了までの2年間を通じて、一貫したきめ細かい就職支援がなされている。また、夏休み期間中にインターンシップ・プログラムが行われており、企業から各種プロジェクトのプロジェクト・メンバーとして学生の参加が期待されている。履歴書ブックを作成させ、オンライン上でも公開して、企業の採用担当者がアクセスできるようにしたことは、積極的な試みである。

学生に対して修了生がアドバイスをを行うネットワーク「A-CAN(Alumni Career Advisers Network)」を構築して就職支援に活用していることは有効な支援策といえる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

履修状況や成績について、教務システム「DREAM CAMPUS」のデータベースにより管理され、学生の履修状況とともに毎学期全ての学生の学修達成状況について教授会において共有され、修士論文の執筆状況の把握も各指導教員による個別指導により行われている。

授業の質保証のために、学生による授業評価システム以外にも、学生組織の「アカデミック・カウンシル」からの意見聴収や、「ハッピーアワー」及び「ディーンズアワー」などの学生との交流機会を通じて、学生の意見が集約され、授業方法の改善や教育方法の改善

に生かされている。修了生による「修了生サーベイ」や、平成 29(2017)年 2 月から設置された「目安箱」も同様に活用されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービスや厚生補導のための組織として学生センター事務室が設置されているほか、日本語が話せない多数の留学生のため、日本での生活全般についてのガイドブックを入学前に、病気や緊急時の対応についてのガイドブックを入学後に配付するなど、支援する体制が整えられている。留学生の生活を経済的に支えるために、大学独自の奨学金があるほか、各種国際機関からの公的な奨学プログラムの支援を数多く受けている。また、原則的に全寮制がとられ、寮設備のセキュリティについては、ハード面、ソフト面でも努力がなされている。

学生からメール等で随時要望が寄せられ、これらの必要性・妥当性が検討され、逐次改善が行われている。平成 29(2017)年には、メンタルケアのために、英語能力のある常勤カウンセラーが雇用され、カウンセリングルームに配置されている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

授業が全て英語で行われる国際関係学研究科及び国際経営学研究科に所属する教員は高度な英語能力を有し、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置がなされ、専任教員の年齢バランスにも配慮がなされている。教員の採用と昇任については、明確に規定され、適切に運用されている。また平成 26(2014)年度からテニユア制度も導入された。

教員が海外研修に参加する制度を設け、参加教員の学外研修成果を共有するため、両研究科所属教員を対象とした学内セミナーが開催されるなど、教員の資質・能力向上への取り組みもなされている。

必要な教養科目は必修にするなど、教養教育も重視している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

広大な敷地と緑地の中に配置される一般教室、パソコン教室、図書館、研究室等の教育研究施設、事務室、学生寮や教員寮の居住施設、体育館は十分に整備され、大学院設置基準に適合している。また、これら施設間を概ね屋外に出ることなく往来でき、雨や雪にも困らない機能も持っている。

図書館は蔵書数や電子ブック、電子ジャーナル、オンラインデータベースの種類が十分にあり、学期中は長時間利用でき、歴史的に貴重な資料の保存にも配慮している。

各授業の受講者数は適切な人数に収まるように十分に人数調整がなされている。

建物の耐震性については、新耐震基準以前のものも同基準に準拠して建築されている。また、バリアフリー化については、可能なところから順に対応すべく整備が進んでいる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為において教育基本法及び学校教育法等の誠実な遵守を定めるとともに、就業規則では諸規則の遵守を服務規律として定めている。私立学校法、大学設置基準及び大学院設置基準、学校法人会計基準にのっとり、規律と誠実性のある学校法人及び大学運営を行っている。これら諸規則は、教職員用ホームページに規程集として掲載し表明している。

中期 5 か年計画（経営改善計画）を策定し、年度ごとの事業計画や財務報告を公開するなど、使命・目的の実現への継続的な努力を行っている。

アスベスト対策やキャンパスの緑地化などが行われている。人権については、ハラスメント規程の整備や倫理委員会の設置、就業規則により教職員の自己保全と安全管理義務を定め、学校法人全体として、組織倫理の適切な運営がなされるとともに、教育情報・財務情報や三つのポリシーについてホームページに公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は大学の最高意思決定機関として寄附行為に定められている。また、その審議事項等については、「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」に詳細に定められている。理事会は、定例会に加え必要に応じ臨時に召集開催される等戦略的意思決定ができる体制が整備されている。

理事会の常務執行機関として「常任理事会」が設置され、原則月 1 回開催され、理事会の大綱決定に基づき実施細目等について審議決定されている。また、理事会は、意思決定を戦略的かつ機能的に遂行するため、「常任理事会」、理事長、常務理事又は学長若しくは事務局長に業務の一部を委任する対策がとられている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長がつかさどる校務に関し、全学的に協議調整するための機関として「運営委員会」が設けられている。この「運営委員会」は、大学各部門の責任者や法人本部長を構成員に加え、部署横断的な意思決定の体制が構築されており、大学運営において学長が必要と認める事項が企画立案されている。

学長による意思決定に当たっては、学則に教育研究に関する重要事項の審議機関として研究科教授会の意見を聴く事項を定めており、権限と責任は明確にされている。

「運営委員会」において学長の意思決定が確認され、業務を遂行する体制がとられており、同時に教授会や理事会、「常任理事会」等の報告が行われることにより、これらの連携体制が図られることで学長のリーダーシップが適切に発揮されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

寄附行為により、理事会は法人の最高意思決定機関として位置付けられ、管理部門及び教学部門の理事が参画する事によって部門間調整が図られている。「学校法人国際大学理事会、常任理事会の審議事項及び権限等に関する規程」により、理事会の常務執行機関として「常任理事会」が設置され、月 1 回の開催により、管理部門、教学部門及び監事とのコミュニケーションによる意思決定の円滑化が図られている。

監事の職務は寄附行為に規定されており、理事会、評議員会、「常任理事会」に出席するとともに、決算期には監査報告書により監査意見を述べる等の意見交換が行われている。

法人本部長が大学運営委員会に出席、学長・副学長が理事会、「常任理事会」に出席する等、法人と大学間の相互チェックが機能している。また、室長会、教授会で提案された意見が運営委員会へ提案されるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスが図られている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人国際大学事務組織及び事務分掌規程」において事務組織及び事務分掌の基本を定め、法人及び大学の業務は適正かつ効率的に遂行されている。事務局長が召集する「室長会議」を毎月 1 回行い、業務執行の機能性を確保している。

職員への教育の強化を平成 29(2017)年度事業計画の主要課題として、4 月に「国際大学 SD 方針」が決定された。学内外の研修、OJT、自己啓発支援等により SD(Staff Development)プログラムを企画・実施する研修制度を設け、積極的に SD に取り組んでいる。特に、日本語を十分に使用できない多くの留学生を持つ大学の特性から、英語能力のある

教職員を確保することで、事務の遂行に必要な人員を揃えている。加えて、全専任職員を対象とした「目標管理制度」を機能させることで管理体制が強化されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

「経営改善計画 平成 25 年度～平成 29 年度（5 カ年）」に基づき財務運営が行われ、改善計画書「1. 経営改善計画最終年度における財務上の数値目標」として掲げた「自立できる財務基盤構築」実現のため、学生定員増、学費値上げによる学生生徒等納付金収入の増加、外部資金導入として、受託研究他事業収入の目標額達成、ふるさと納税寄付の仕組みを利用した補助金増等、収入増強策を進めている。

人件費比率については、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度にかけて減少を続け、平成 28(2016)年度には全国平均を下回っている。奨学金は対学生生徒等納付金との比率において、平成 28(2016)年度は平成 27(2015)年度抑制目標 10%を下回る 8%台まで抑制した。また、借入金の一部早期返済に伴う借入金利息の削減により支出が減少し、計画どおりに目標を達成しており、収支のバランスが改善している。今後収支回復に向けた取組みを続けることを期待する。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計について、学校法人会計基準、「学校法人国際大学経理規程」同施行細則にのっとり、適正な処理を実施している。予算に変更が生じた場合は、補正予算を適切に編成している。

会計監査について、監査法人による外部監査が厳密に実施されている。また、監事は理事会、評議員会に出席し、その業務執行状況の監査を行っている。加えて、監事、監査法人の公認会計士、内部監査室の三者により三様監査が行われている。監査全般の実施状況の報告、質疑応答、意見交換がなされており、監査体制が整備され厳正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の実施については学則に規定され、それに基づいて「国際大学自己点検・評価規程」を定め、運営委員会とそのもとに学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設置し、日本高等教育評価機構の基準に準拠した自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は運営委員会の構成員のほか、教学部門及び法人部門の教職員を委員として構成され部門間の連携がなされており、教職協働による全学的な評価体制が構築されている。

中期 5 か年計画（経営改善計画）に基づく年度事業計画、個別事業計画の実施成果について、毎年全学でレビューが実施され、成果指標やデータを確認している。自己点検・評価は 5 年を周期として実施されており、自己点検・評価報告書はホームページにおいて公表されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は日本高等教育評価機構の大学評価基準に準拠し、収集したデータに基づいた自己点検・評価を行っている。また、管理データの教育情報についてホームページにおいて公表されており透明性が確保されている。

データ収集のために、修了予定者に「修了生サーベイ」として教育内容、事務局サポート、設備施設などの満足度調査を実施しており、調査結果を教職員へ公表する事により教職協働による教学運営の改善活動に役立てている。また、10 年間の成果指標・データにより年度指標をレビューするなど、経営に直結するデータについて分析を行っている。

自己点検・評価の結果は報告書をホームページに掲載することにより、学内外に公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果については「国際大学自己点検・評価規程」において教育研究等の改善及び充実発展のために有効活用することを規定しており、運営委員会を通じて学長へ直接活用・反映される運用となっている。

自己点検・評価の基礎作業である、中期 5 か年計画（経営改善計画）に基づく年度事業計画、個別事業計画の実施に係る点検・確認は毎年行われており、事業の成果指標を含むデータの確認により、事業運営の改善と活性化に役立てている。

スーパーグローバル大学創成支援事業の中間評価や国際認証機関 AACSB(Association to Advance Collegiate Schools of Business)の認証評価作業を想定した PDCA サイクルの仕組みを取入れ、カリキュラムの改善に活用している。

自己点検・評価の質の維持及び補完のために、大学の教育、研究、社会貢献活動の改善・改革に資するため外部有識者からなる外部評価委員会を設置するなど、改善する体制を整備している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 大学における国際化

A-1 国際環境の充実

A-1-① 受入れ留学生奨学プログラムの多様化

A-1-② 留学生支援体制の強化

A-2 国際開放度・国際通用性の担保

A-2-① 国際開放度向上の取り組み

A-2-② 国際通用性を備えた質の高い教育プログラムの保証

A-3 国際化ビジョン

A-3-① 使命・目的に基づいたビジョンの設定と達成状況

【概評】

留学生の受入れは、各種国際機関、開発援助機関の留学・奨学プログラムを通じて受入

れる際に特別選抜を実施するなど、多様な留学生奨学プログラムを実施している。また、JICA（国際協力機構）の長期研修受入れなど、多様な人材の受入れに積極的に取り組んでいる。

外国人留学生が大半であることに配慮して、入学手続き時に日本での生活に必要な情報を提供し、入国・入寮時のオリエンテーション、学生寮における 24 時間／365 日の学生サポート体制を実現し、学内に英語対応可能な常勤カウンセラーを配置するなど、外国人留学生支援体制が構築されている。加えて、地元の支援団体との連携により、課外での充実した生活が行える体制を構築している。

国際開放度・国際通用性の担保をアピールする国際開放度向上への取組み、国際通用性を備えた質の高い教育プログラムが保証されている。海外の大学との提携によるリンクエジプログラムの実施により留学生の受入れを活発に行っている。また、海外との単位互換協定を積極的に結ぶ事により教育水準の向上につなげている。加えて、全寮制の運用では、学生間の文化や価値観の相互理解を行えるよう工夫している。

使命・目的に基づいた国際化のビジョンを策定し、その実現を目指して努力している。建学の理念に沿って国際化推進に関するビジョンを定め、教員・留学生の割合について数値的な目標を掲げ、学生寮などの受入れ環境の整備、提携校の数なども、具体的な数値目標を定めている。また、各目標の達成状況についても評価が実施されており、国際化推進のビジョンの達成状況は高いレベルにある。

基準B. グローバルな環境を活かした社会貢献

B-1 地域社会との連携

B-1-① 地域振興への貢献

B-2 教育・研究機関との連携

B-2-① 地域教育・研究機関との連携推進

【概評】

大学は新潟県南魚沼市と締結した「南魚沼市と国際大学との連携・協力に関する包括協定書」の枠組みのもとで、南魚沼市地域産業支援連絡協議会（ICLOVE）に参画し、ビジネスに役立つ公開講座や創業支援セミナー、「ビジネスモデルコンペティション」新潟大会などを支援する活動を行っている。大学の教員と留学生は魚沼基幹病院の職員英語研修に大いに協力している。大学は JETRO（日本貿易振興機構）及び長岡技術科学大学と三者包括連携協定を締結し、学術的研究や人材育成、産学連携などさまざまな面で連携した活動を行っている。首都圏の IT 企業を南魚沼市内に誘致することにつなげるお試しサテライトオフィスとして、学内の研究施設を改装してブースを設け、既に 2 社が入居し、2 社が入居予定となっており、ここで教員によるビジネスコンサルティングが行われている。これらの活動は地域振興に貢献する活動として有効である。

大学の国際経営学研究科は新潟県長岡市にある同じスーパーグローバル大学創成事業採択校の長岡技術科学大学大学院の工学研究科技術科学イノベーション専攻 MBA コース生

国際大学

を科目等履修生として受入れ、長岡技術科学大学の教員による授業科目（3 科目）の開講も行っている。大学は文部科学省スーパーグローバルハイスクールに指定された新潟県立国際情報高等学校と協同プログラムを実施しており、魚沼学の研究成果プレゼンテーションに関わる指導等を行っている。大学は南魚沼市が主催する「イングリッシュビレッジ」（中学生対象）や「インターナショナルビレッジ」（小学生対象）に教室や施設の提供、留学生との交流などで支援している。大学の留学生を支援する地元の国際交流団体「スノーフレックスクラブ」や「夢っくす」の活動は、留学生と地域住民の相互の理解と交流の機会ともなっている。これらの活動は地域教育・研究機関と連携した活動として有効である。